

第 36 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和8年5月27日（水） 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 2時 38分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB（4階）
出席委員	22名 農業委員 1番 富田 正次郎 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 7番 多和田 圭一 8番 丹羽 康博 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員]
欠席委員	6番 井田 秋雄 9番 中村 耕一郎 12番 太田 亮一
議事参与	5名 事務局長 今泉 勝浩 主査 鳥井 貴史 次長 山藤 健二 係長 石原 幸枝 主査 細井 裕子
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第137号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 2件 第138号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 3件 日程第4 第139号議案 令和7年度最適化活動の目標の点検・評価等 について 日程第5 報告第69号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第70号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第36回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員12名、推進委員10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、10番星野昭彦委員及び11番中島委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の細井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 第137号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号5番及び6番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、この件について5月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

10番農業委員

はい。議長。

議 長

はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員

10番星野です。5月26日に1番金子推進委員と事務局2名と一っしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。

まず、第137号議案、受付番号5番についてです。現地は、裏面の地図に

ありますように、新里中学校を北西に進んだ場所になります。宅地の周りを取り囲むL字型の小さい畑です。現地では、主にネギが植わっていて、耕作をしているのが確認できました。自宅のすぐ周り、目の前ということで、耕作をするには良い場所なのかなと、見て参りました。

続いて、受付番号6番についてです。これも売買の案件ですが、現地は、ここには全部で5筆出ています。最初に見に行ったのが、2549㎡という広い場所で、現地は、史跡谷津館跡の北西になります。小高い丘の上にあるような畑です。西側に傾斜しており、平らではなく段がついています。一応、ロータリーでトラクターがけをしてある状態でした。譲受人は、地域では一生懸命農業をやっている方だと伺っておりますので、よろしいかと思います。他の4筆については、桐生市水道局十三塚配水場の南東に進んだ場所になります。現地は耕作してない状態で、草が生えており、遊休地という状態です。ここを耕すには、草刈りとか、重機を使用するまではいかないうような状態だとは思いましたが、きれいにさせていただいて、耕作していただければ、この場所も生きるかなと、思って見て参りました。以上です。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(補足説明なし)

これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

(質 疑 応 答)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第137号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第137号議案は許可相当として承認されました。

日程第3 第138号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号10番から12番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上受付番号10番から12番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、この件について5月26日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

10番農業委員

はい。議長。

議長

はい。10番星野昭彦委員。

10番農業委員

10番星野です。138号議案の番号10番について、報告いたします。申請地は、新里町奥沢、右隣は、みどり市大間々町と境界で早川貯水池の北に進んだ場所になります。現地は、遊休地という状態にありまして、全体が草に覆われておりました。周囲を見渡すと、人家はほとんどなく、資材置き場や倉庫といったものばかりのところですが、申請地北側が高く、申請地南側に道路がありますが、その道路でプラマイゼロになるような傾斜地です。申請地の道路の脇には、側溝が通っておりまして、おそらく排水は、この側溝を使うだろうなと思ひ見て参りました。この申請地南に隣接している道路ですが、すぐそばに民家があり、そちらの方向に緩く登り坂の道です。水は、自然とその道を側溝の下の方へ流れていくだろうという印象でした。ちなみに、申請地北西に倉庫がありますが、その西側に102番地1という場所にも、太陽光パネルが設置してありました。おそらく、全体的な周囲に与える影響は、極めて少ないのかなと感じました。この後は、金子推進委員に、説明をお願いします。

1番推進委員

はい。議長。

議長

はい。1番金子推進委員。

1番推進委員

1番金子です。5月26日に10番星野昭彦委員と事務局2名と一っしょに現地調査に行つて参りましたのでご報告いたします。

受付番号11番ですが、新里町新川八幡原公園を南に進んだ場所になります。現地は、段違いの坂になっておりまして、申請地の細長く伸びている所が道路として使われております。現状は、コンテナハウスが事務所兼、休憩所と

して使用されている様子でありました。そして、申請地の北側が土木関係の材料が積み上げられておりました。こういう使い方以外に、利用価値が他にはないだろうと思いました。

次に受付番号12番ですが、ぐんま昆虫の森の北に進んだ場所になります。譲渡人の宅地は空き家になっており、申請地は、その東隣になります。譲渡人の宅地からみる1～2mぐらい段差があり、一段下がっております。そこと、早川貯水池の間は、フェンスで、仕切られておりまして、早川貯水池はずっと低い場所になります。そして、申請地は隣の宅地が今空き家ですから、荒れており、篠やぶの状態です。ただ、譲受人が、ここへ住むということですので、ちょうど適当な面積だろうと思いました。この申請地も、荒地が改善されるでしょうから、良い事だと思いました。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(補足説明なし)

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

11番農業委員

はい。議長。

議長

はい。11番中島委員。

11番農業委員

11番中島です。受付番号12番の譲渡人の方は、ここに住んでいないのですか。

議長

はい。事務局。

事務局

はい。受付番号12番についてですが、譲渡人の現在の住所は、桐生市外にございまして、空き家となっている状態です。譲受人は、現在、桐生市外のアパートに住んでいて、そのアパートを出て、自分の家を取得するという意味合いで、こちらの家を購入するというお話を伺っております。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

では、私の方から1つ、事務局にお尋ねいたします。受付番号10番ですが、太陽光発電施設用地ということですが、この地区は、桐生市の太陽光条例の制限がかかる地域でしょうか。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

受付番号10番の基準についてですが、桐生市の建築指導課に確認をしたところ、この申請地に関しましては、開発許可の区域外になるということで確認がとれております。以上です。

議長

開発許可の区域外ということは、太陽光条例の制限にはかからないけど、3,000㎡以上を超える案件については、雨水対策等できるだけことは、

業者さんをお願いするということはできないでしょうか。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

雨水対策について、申請者にお話しをさせていただきました。申請者から雨水対策として、まず申請地の南側の道路側に沿って合計３つの貯留池を設置する計画があり、その貯留池に加えて、その貯留池に流れるような形をとるため、申請地の南側に排水路を設けて貯留池に流し込むように計画していると伺いました。雨水流失量については、群馬県に開発許可制度がございまして、そちらの計算の基づいて行ったと回答をいただきました。以上です。

議長

太陽光条例の制限にはかからないけれども、できる限りのことは譲受人が行うということですね。

ほかに、ご質問はございますか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第１３８号議案「農地法第５条の規定による許可申請」について、委員会処分が３件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者 挙手 ）

挙手全員でございます。

よって、第１３８号議案は許可相当として承認されました。

日程第４ 第１３９号議案「令和７年度最適化活動の目標の点検・評価等」について、議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。義務局。

議案第１３９号 令和７年度最適化活動の目標に対する点検・評価について
こちらは、令和７年度の最適化の目標に対する点検・評価を作成したものでございます。

今までも「農業委員会に関する法律」の規定第３７条に基づいて、令和７年度の活動の目標に対する点検・評価を、市のホームページで公表しております。点検・評価の内容を、委員の皆様にご了解していただいたうえで、農業会議及び群馬県へ報告、市のホームページで公表することを計画しております。

資料の内容につきまして、説明いたします。

別紙様式４、別紙様式６につきましては記載のとおりでございます。

ホームページで公表する、別紙様式５について、ローマ数字の１番、「農業

委員会の状況（令和7年4月1日現在）」という項目でございます。こちらは委員会の現在の体制について、また、桐生市内の農家・農地等の概要を、令和7年度の目標の設定時を記入しております。

続いて、ローマ数字の2番、「最適化活動の実施状況」という項目でございます。

まず、「最適化活動の成果目標」ですが、各項目の①現状及び課題、②目標は令和7年度の目標の設定時を記入することとなっております。③実績は令和7年度の実績を記入しております。

続いて、「最適化活動の活動目標」ですが、各項目の①目標は令和7年度の目標の設定時を記入することとなっております。②実績は令和7年度の実績を記入しております。

目標の達成状況の評語は「目的に対して期待どおりの結果が得られた」※印の注釈のとおり別表に基づいて評語を記入しております。

続いて、【推進委員等の点検・評価結果】でございますが、※印の注釈のとおり別表に基づいて目標の達成状況に対する評語ごとの該当する人数を記入したものでございます。

こちらは委員の皆様の活動記録に基づいております。最適化活動を行う日数目標が8日に対して項目ごとに評語となっております。

続いて、ローマ数字の3番、「事務の実施状況」という項目でございます。

こちらは令和7年度の実績を記入しております。

以上で最適化活動の目標に対する点検・評価につきまして説明を終わります。この内容をご確認いただきましてこちらで問題がなければ今年度の点検・評価として農業会議及び県へ提出したいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 以上、事務局より説明がございました。
これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

5番推進委員 はい。議長。

議長 はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員 5番大澤です。17ページの一番下の推進委員の点検評価結果についてですが、これは何を基準に評価されていますか。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 こちらの点検評価結果ですが、委員さんから提出していただいている活動記録の日数を、何日以上だったら何点という表を作成し、評価させていただいております。これはあくまでも、国の基準の日数に割り当てをし、作成しております。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第139号議案「令和7年度最適化活動の目標の点検・評価等」について、
賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第139号議案の案件については承認されました。

日程第5 報告第69号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

報告第69号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については2件ございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第69号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

発言もないようですので、次に進みます。

続きまして、報告第70号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

報告第70号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については4件ございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第70号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

発言もないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で、本日の議題及び報告はすべて終了しました。

これをもって、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 2 時 3 8 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

1 0 番

1 1 番

